

令和 6 年
第 4 回 土 岐 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 6 年 8 月 2 8 日（第 1 日）

令和 6 年第 4 回土岐市議会定例会議事日程（第 1 日）

令和 6 年 8 月 2 8 日（水曜日）午前 9 時開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	議第 49 号 令和 6 年度土岐市一般会計補正予算（第 4 号）	} 別冊
日程第 4	議第 50 号 令和 6 年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
日程第 5	議第 51 号 土岐市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	1
日程第 6	議第 52 号 土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について	3
日程第 7	議第 53 号 土岐市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例について	5
日程第 8	議第 54 号 土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	7
日程第 9	議第 55 号 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う東濃西部広域行政事務組合規約の変更について	9
日程第 10	議第 56 号 陶元浅野線道路新設工事（9）浅野工区の請負契約の変更に ついて	11
日程第 11	議第 57 号 陶元浅野線道路新設工事（11）の請負契約について	12
日程第 12	議第 58 号 土岐市教育委員会委員の任命同意について	13
日程第 13	議第 59 号 土岐市公平委員会委員の選任同意について	14
日程第 14	諮第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	15
日程第 15	諮第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	16
日程第 16	諮第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	17
日程第 17	議第 60 号 令和 5 年度土岐市一般会計決算の認定について	18
日程第 18	議第 61 号 令和 5 年度土岐市国民健康保険特別会計決算の認定について	19
日程第 19	議第 62 号 令和 5 年度土岐市駐車場事業特別会計決算の認定について	20

日程第 20	議第63号	令和 5 年度土岐市介護保険特別会計決算の認定について . . .	21
日程第 21	議第64号	令和 5 年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算の認定について	22
日程第 22	議第65号	令和 5 年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計決算の認定について	23
日程第 23	議第66号	令和 5 年度土岐市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	24
日程第 24	議第67号	令和 5 年度土岐市病院事業会計決算の認定について	25
日程第 25	議第68号	令和 5 年度土岐市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	26
日程第 26	議第69号	令和 5 年度土岐市下水道事業会計決算の認定について . . .	27

議第 5 1 号

土岐市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

こどもに係る福祉医療費助成対象者の範囲を拡大するため、この条例を定めようとする。

土岐市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

土岐市福祉医療費助成に関する条例（昭和 5 0 年土岐市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「乳幼児等」を「こども」に改める。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「乳幼児等」を「こども」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

- （1） こども 満 1 8 歳に達する日以後における最初の 3 月 3 1 日以前の者をいう。ただし、次号から第 4 号までのいずれかに該当する者を除く。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 3 条の 2 ただし書中「乳幼児等」を「こども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の土岐市福祉医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の療養の給付等に係る助成及び支給について適用し、施行日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

議第 5 2 号

土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

児童手当法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

土岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成２７年土岐市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の項中「乳幼児等」を「こども」に改める。

別表第２事務の欄中「乳幼児等」を「こども」に改め、同表特定個人情報の欄中「乳幼児等に」を「こどもに」に、「乳幼児等医療費助成関係情報」を「こども医療費助成関係情報」に改め、「又は特例給付（同法附則第２条第１項に規定する給付をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和６年１０月１日から施行する。ただし、別表第１及び別表第２の改正規定（「又は特例給付（同法附則第２条第１項に規定する給付をいう。）」を削る部分を除く。）は令和７年４月１日から施行する。

議第 5 3 号

土岐市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例について

土岐市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市病院事業を廃止するため、この条例を定めようとする。

土岐市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例

土岐市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年土岐市条例第 26 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日までの間において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 40 条の 2 第 1 項の規定により作成する令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間の土岐市病院事業の業務の状況を説明する書類に関しては、この条例による廃止前の土岐市病院事業の設置等に関する条例第 6 条の規定は、なおその効力を有する。

（土岐市病院等手数料条例の廃止）

- 3 土岐市病院等手数料条例（平成 6 年土岐市条例第 7 号）は、廃止する。

（土岐市部設置条例の一部改正）

- 4 土岐市部設置条例（平成 30 年土岐市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中オを削り、カをオとする。

議第 5 4 号

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

国民健康保険法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

土岐市国民健康保険条例（昭和 3 4 年土岐市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 項中「6 か月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年）」を加える。

第 2 6 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 2 3 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 1 2 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の保険料について適用し、令和 6 年度分のうち令和 6 年 1 1 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第 5 5 号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う東濃西部広域行政事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務を変更すること及び東濃西部広域行政事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

東濃西部広域行政事務組合において、行政機能の広域化に関する調査・研究を行うことができるようにするため、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約を変更しようとする。

東濃西部広域行政事務組合規約の一部を改正する規約

東濃西部広域行政事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する事務のほか、組合は、行政機能の広域化に関する調査・研究を行うことができる。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第 5 6 号

陶元浅野線道路新設工事（9）浅野工区の請負契約の変更について

令和 5 年 6 月 2 9 日に議第 5 4 号で議決を得た陶元浅野線道路新設工事（9）浅野工区の請負契約に関する事項の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

契約の金額「3 1 6，8 0 0，0 0 0 円」を「3 4 1，2 9 0，4 0 0 円」に変更する。

議第 5 7 号

陶元浅野線道路新設工事（1 1）の請負契約について

市は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 陶元浅野線道路新設工事（1 1） |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 変更前 1 4 6, 3 0 0, 0 0 0 円
変更後 1 7 5, 9 5 7, 1 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岐阜県土岐市下石町 1 4 1 7 番地の 1 8
株式会社岸本土建
代表取締役 岸本 吉隆 |

議第 5 8 号

土岐市教育委員会委員の任命同意について

土岐市教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	鈴木 久美子	

議第 5 9 号

土岐市公平委員会委員の選任同意について

土岐市公平委員会委員として次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	林 恵美子	

諮第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員会法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	黒豆 啓子	

諮第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員会法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	鈴木 清司	

諮第5号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員会法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年8月28日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	水野 美津代	

議第 6 0 号

令和 5 年度土岐市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度土岐市一般会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 6 1 号

令和 5 年度土岐市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度土岐市国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 6 2 号

令和 5 年度土岐市駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度土岐市駐車場事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 6 3 号

令和 5 年度土岐市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度土岐市介護保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 6 4 号

令和 5 年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 6 5 号

令和 5 年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 6 6 号

令和 5 年度土岐市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度土岐市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 6 7 号

令和 5 年度土岐市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度土岐市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 6 8 号

令和 5 年度土岐市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 5 年度土岐市水道事業会計に係る利益を処分する議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度土岐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 6 9 号

令和 5 年度土岐市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度土岐市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司